

猪名川町空き家バンク設置要綱

平成27年6月17日

要 綱 第 4 0 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、猪名川町における空き家等の有効活用を通じて、都市と農村の交流拡大及び定住促進による地域の活性化及び農地の保全を図るため、空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、町内に個人が居住を目的として建築したが、現に居住していない（近日に居住しなくなる予定があるものを含む。）家屋をいう。ただし、賃貸や分譲を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 「所有者等」とは、町内の空き家等（以下「物件」という。）に係る所有権その他権利により、当該物件の売買もしくは賃貸を行うことができる権利を有するものをいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空き家バンク以外による物件の取引を規制するものではない。

(物件の登録申込み等)

第4条 空き家バンク制度へ物件を登録しようとする提供希望者は、猪名川町空き家バンク登録申込書（様式第1－1号、様式第1－2号、様式第1－3号）とともに承諾書（様式第2号）、その他必要書類を町長に提出しなければならない。

- 2 所有者等は契約成立まで所有物の保全に努めなければならない。契約後も権利を有する場合においては、契約後も継続して保全に努めることとする。
- 3 町長は、第1項の登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、適切であると認めたときは空き家等登録台帳に登録しなければならない。

4 町長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該提供希望者に通知するものとする。

5 町長は、第3項の登録をしていない物件で、空き家バンク制度によることが適当であると認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧奨することができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた提供希望者（以下「物件提供者」という。）は当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届けなければならない。

(空き家等の登録の抹消)

第6条 町長は、当該物件に係る所有権その他の権利に異動の届出があったとき、登録から2年が経過したとき又は物件登録取消し願い書（様式第3号）の届出があったときは、当該物件のデータを抹消するとともに、その旨を当該物件提供者に通知するものとする。ただし、登録から2年が経過した物件については、改めて登録申し込みを行うことにより再登録することができるものとする。

(利用希望者の要件)

第7条 利用希望者は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に在住し、又は定期的に滞在し、経済、教育、文化、芸術活動及び地域の行事・活動への積極的な参加等を行うことにより地域の活性化に寄与しようとする者

(2) その他町長が適当と認めた者

(利用希望者の登録申込)

第8条 利用希望者は、猪名川町空き家バンク利用申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の登録の申込があった場合において、前条の要件を満たすものと認めたときは、空き家利用希望者登録台帳（以下「利用希望者登録台帳」という。）に登録しなければならない。

3 町長は前項の規定により登録したときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

(利用希望者登録台帳に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

ならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者登録台帳から当該情報を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 情報の利用目的が第7条各号に定める規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 情報を利用し物件を得ることが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から利用登録取消し書（様式第6号）の届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし改めて登録申込を行うことにより登録した場合、この限りではない。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第11条 町長は、必要に応じて利用登録者に対して、空き家登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 町長は、必要に応じて空き家登録台帳へ登録された情報（提供希望者の個人情報を除く物件情報に限る。）をインターネットや広報紙等を通じて広く提供するものとする。

(物件提供者と利用登録者との交渉等)

第12条 町長は、物件提供者及び利用登録者が行う、物件に関する交渉並びに売買契約及び賃貸契約については、直接これに関与しない。

- 2 利用登録者が契約後に形状の変更等を行う場合は、法令を遵守し、所有者等との事前協議等を遅滞なく行わなければならない。
- 3 契約等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(経過報告)

第13条 利用登録者は、空き家バンク制度を利用して得た情報をもとに、物件提供者と交渉を開始し、又は終了したときには、交渉開始（終了）報告書（様式第7-1号、様式第7-2号）により速やかに町長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。